山形県酒田市田沢字村下16番２　雑種地　522㎡（買収時：山形県飽海郡田澤村大字田澤村字村下16―２　田　２畝12歩）	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
山形県酒田市田沢字村下16番３　用悪水路　16㎡（買収時：山形県飽海郡田澤村大字田澤村字村下16―２　田　２畝12歩）	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
福島県福島市大森字竹ノ内前50番　畑　153㎡	氏名不詳 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和８年11月11日

農林水産大臣　武部　　新

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
栃木県下野市下石橋字郭内419番17　雑種地　6.03㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
東京都東村山市廻田町三丁目26番21　畑　297㎡	氏名不詳 住所不詳	
長野県飯田市東中央通3045番１　宅地　6.01㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
長野県飯田市長姫町624番２　公衆用道路　337㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
長野県飯田市長野原700番28　畑　247㎡	小林　　誠 長野県下伊那郡竜丘村大字長野原	
静岡県富士宮市羽鮒字羽行110番３　原野　1,299㎡	氏名不詳 住所不詳	
静岡県三島市長伏515番１　原野　66㎡	氏名不詳 住所不詳	
静岡県三島市長伏515番３　原野　136㎡	氏名不詳 住所不詳	
静岡県三島市長伏515番４　原野　12㎡	氏名不詳 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

令和８年11月11日

農林水産大臣　武部　　新

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼字平野海道459番317　雑種地　14.21㎡（買収時：岐阜県揖斐郡谷汲村大字名礼字平野海道428番　山林　８畝17歩）	平井　　金助 岐阜県揖斐郡谷汲村名礼1162番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

令和８年11月11日

農林水産大臣　武部　　新

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
和歌山県和歌山市松江東四丁目1106番８　公衆用道路　180㎡（買収時：和歌山県和歌山市松江字南大島1106番８　公有地　１畝29歩）	和歌山市	
和歌山県和歌山市松江東四丁目1106番９　公衆用道路　125㎡（買収時：和歌山県和歌山市松江字南大島1106番９　公有地　１畝11歩）	和歌山市	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和８年11月11日

農林水産大臣　武部　　新

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
山口県宇部市大字妻崎開作字作六七ノろノ割1487番23　雑種地　342㎡	山根　　宝助 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和８年11月11日

農林水産大臣　武部　　新